

静岡県告示第107号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

静岡県知事 川勝平太

2の(1)のアの表株式会社静岡銀行本店の項所属の公金収納代表店及び公金収納店の欄中

「静岡銀行興津支店」を「静岡銀行興津支店
静岡銀行清水支店」に、

「静岡銀行河津支店
静岡銀行伊豆高原支店」を「静岡銀行河津支店
静岡銀行松崎支店
静岡銀行稲取支店
静岡銀行土肥支店
静岡銀行伊東支店
静岡銀行伊豆高原支店
静岡銀行三島支店」に改める。

2の(1)のウの表株式会社静岡銀行松崎支店の項、株式会社静岡銀行稲取支店の項、株式会社静岡銀行伊東支店の項、株式会社静岡銀行三島支店の項、株式会社静岡銀行清水支店の項及び株式会社静岡銀行土肥支店の項を削る。

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行河津支店の項の次に次のように加える。

株式会社静岡銀行松崎支店	賀茂郡松崎町江奈226番地 の1		
株式会社静岡銀行稲取支店	賀茂郡東伊豆町稲取743番地 の1		
株式会社静岡銀行土肥支店	伊豆市土肥669番地の2		
株式会社静岡銀行伊東支店	伊東市銀座元町2番13号		

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行伊豆高原支店の項の次に次のように加える。

株式会社静岡銀行三島支店	三島市中田町10番29号		
--------------	--------------	--	--

2の(1)のエの表株式会社静岡銀行興津支店の項の次に次のように加える。

株式会社静岡銀行清水支店	静岡市清水区万世町2丁目 3番7号		
--------------	----------------------	--	--

附 則

この告示は、公示の日から施行する。